

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月15日
【四半期会計期間】	第48期第3四半期(自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日)
【会社名】	株式会社伊藤園
【英訳名】	ITO EN, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 本庄大介
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区本町3丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7111(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 平田篤
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区本町3丁目47番10号
【電話番号】	03(5371)7203
【事務連絡者氏名】	管理本部長 平田篤
【縦覧に供する場所】	株式会社伊藤園横浜緑支店 (神奈川県横浜市緑区霧が丘2丁目7番11号) 株式会社伊藤園八千代支店 (千葉県八千代市大和田新田672番地4) 株式会社伊藤園大宮支店 (埼玉県さいたま市見沼区春岡3丁目20番地4) 株式会社伊藤園尼崎支店 (兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目5番33号) 株式会社伊藤園静岡支店 (静岡県静岡市葵区神明町85番地2) 株式会社伊藤園堺支店 (大阪府堺市北区北花田町2丁目202番地) 株式会社伊藤園名古屋東支店 (愛知県名古屋市名東区勢子坊2丁目1406番地) 株式会社伊藤園福岡支店 (福岡県福岡市博多区金の隈1丁目21番19号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の静岡支店及び福岡支店は法定の縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としてあります。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第47期 第3四半期 連結累計期間	第48期 第3四半期 連結累計期間	第47期
会計期間	自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日	自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日	自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日
売上高 (百万円)	281,028	307,250	369,284
経常利益 (百万円)	13,805	15,239	17,985
四半期(当期)純利益 (百万円)	7,033	8,698	9,249
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,675	9,976	9,360
純資産額 (百万円)	103,282	110,206	106,010
総資産額 (百万円)	185,305	227,428	224,843
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (普通株式) (円)	55.61	69.29	72.18
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (第1種優先株式) (円)	60.61	74.29	82.18
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (普通株式) (円)	55.45	69.09	71.98
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (第1種優先株式) (円)	60.45	74.09	81.97
自己資本比率 (%)	55.7	48.3	47.1

回次	第47期 第3四半期 連結会計期間	第48期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年11月1日 至 平成24年1月31日	自 平成24年11月1日 至 平成25年1月31日
1株当たり四半期純利益金額 (普通株式) (円)	0.15	7.94
1株当たり四半期純利益金額 (第1種優先株式) (円)	0.15	12.94

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。また、主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

### <リーフ・ドリンク関連事業>

平成24年6月27日付けでITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. を設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。

また、平成24年8月および10月にネオス(株)の株式を追加取得し、当第2四半期連結会計期間末より連結の範囲に含めております。

さらに、平成24年12月3日付けで伊藤園飲料（上海）有限公司を開設し、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、今後当グループにおける中国事業の重要性が高まることを鑑みて当第3四半期連結会計期間より、当第2四半期連結会計期間まで持分法適用会社であった福建新烏龍飲料有限公司を連結子会社として連結の範囲に含めております。

### <飲食関連事業>

前連結会計年度において「その他」に区分しておりましたタリーズコーヒージャパン(株)をセグメント情報の有用性を高める為、当第1四半期連結会計期間より「飲食関連事業」として区分しております。

なお、タリーズコーヒージャパン(株)の事業内容についての重要な変更はありません。

### <その他>

<飲食関連事業>の記載内容と同様であります。

この結果、当社の企業集団は、当社、子会社25社、関連会社1社により構成されることになりました。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成24年5月1日～平成25年1月31日）におけるわが国経済は、依然として厳しい状況にある中で、景気が緩やかに持ち直しておりますが、欧州政府債務危機や原油高をはじめとした海外景気の下振れの影響、さらには電力供給の制限や厳しい雇用情勢が残っており、先行き不透明な状況にあります。

飲料業界におきましても、消費者の節約志向や低価格化など個人消費が長期にわたり低迷し、引き続き厳しい状況となっております。

このような状況のなか、当グループは経営理念であります「お客様第一主義」のもと、当グループを取り巻く全てのお客様に対し「お客様が今でもなご何を不満に思っているか」を常に考え、グループ一丸となって積極的な事業活動を行ってまいりました。

そのような中、今般平成24年12月ウーロン茶ティーバッグ製品の一部より基準値を超える残留農薬が検出されたため、自主回収を実施いたしました。お客様、株主の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後は品質管理体制の一層の強化に努め、再発防止に向けた取り組みを徹底してまいります。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,072億50百万円（前年同期比9.3%増）となり、利益面におきましては、各経費の見直しを行うとともに効率的な経営を行い、営業利益155億56百万円（前年同期比6.1%増）、経常利益152億39百万円（前年同期比10.4%増）、四半期純利益86億98百万円（前年同期比23.7%増）となりました。

セグメント別の業績を示すと次のとおりであります。なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの変更を行っており、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報を当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成し、前年同期比を算出しております。

#### <リーフ・ドリンク関連事業>

国内においては、主力商品である「お〜いお茶 緑茶」、「お〜いお茶 濃い味」の平成24年5月のリニューアルに続き、「お〜いお茶 ほうじ茶」、「お〜いお茶 玄米茶」、ホットペット製品を8月、9月にリニューアルいたしました。また、スリムで持ちやすい「320ml小型ペットボトル」、冬季限定商品として抹茶をひとさじ加え、なめらかな口当たりと風味豊かな深い味わいに仕上げた「お〜いお茶 抹茶ひとさじ 冬の緑茶」を発売することで幅広いラインアップを取り揃え、積極的に販売強化を図っております。さらに、大分県内での茶産地育成事業の拡張を決定するなど、茶産地育成事業を積極的に推進し、茶系飲料トップブランドである「お〜いお茶」のさらなる価値向上と拡販を図ってまいります。

野菜飲料におきましては、「1日分の野菜」が平成24年1月から11月までの累計で、1,000万ケースを突破し、その後も順調に売上を伸ばしております。また、野菜と果実のミックス飲料である「充実野菜」が平成24年9月で発売から20周年を迎え、今後もお子様からご年配の方まで幅広い飲用層に支持されるよう、“おいしさ”だけでなく、“健康、安心、安全”をお届けしてまいります。

また、「体脂肪が気になる方」、「悪玉コレステロールが高めの方」向け、2つの健康強調表示許可を得た特定保健用食品の「2つの働き カテキン緑茶」も平成24年9月にパッケージデザインを一新し、売上げも好調に推移しております。

そのほか、チチヤス(株)との共同開発により誕生したブランド「朝のYoo」も、平成23年11月の発売から累計で200万ケースを突破するなど、順調に売上を伸ばしております。

さらに、当第2四半期連結会計期間末にネオス(株)を当グループの連結子会社に迎え、自販機事業の強化を図るとともにネオス(株)を通じた製品の積極的販売により売上増加を目指してまいります。

海外におきましては、ITO EN (North America) INC.において「TEAS' TEA」が順調に売上を伸ばしております。経済成長が著しい東南アジア及び周辺国、地域に対して積極的に事業展開するために当第1四半期連結会計期間にITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. を設立し、当第2四半期連結会計期間にはシンガポールに合弁会社ITO EN Singapore Pte. Ltd. を設立いたしました。また、より一層の中国事業における基盤確立に向けて福建新烏龍飲料有限公司に新工場を設立予定であり、当第3四半期連結会計期間には伊藤園飲料(上海)有限公司を新たに開設いたしました。

この結果、リーフ・ドリンク関連事業の売上高は2,889億64百万円（前年同期比8.8%増）となり、営業利益は134億19百万円（前年同期比0.0%増）となりました。

#### <飲食関連事業>

タリーズコーヒージャパン(株)の業績が引き続き好調に推移し、売上高は152億61百万円（前年同期比16.6%増）となり、営業利益は20億82百万円（前年同期比38.0%増）となりました。

#### <その他>

売上高は30億24百万円（前年同期比31.9%増）となり、営業利益は8億53百万円（前年同期比74.5%増）となりました。

### (2) 財政状態の分析

資産は前連結会計年度末と比較して25億84百万円増加し、2,274億28百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「リース資産（有形）」が53億56百万円、「のれん」が30億63百万円、「建物及び構築物」が20億10百万円それぞれ増加し、「現金及び預金」が78億34百万円減少したことによるものです。

負債は前連結会計年度末と比較して16億11百万円減少し、1,172億21百万円となりました。主な変動要因といたしましては、「支払手形及び買掛金」が48億65百万円減少し、「リース債務（固定）」が26億72百万円増加したことによるものです。

純資産は前連結会計年度末と比較して41億96百万円増加し、1,102億6百万円となりました。主な変動要因といたしましては、四半期純利益86億98百万円による増加と配当金の支払50億18百万円による減少によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題についての重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における当グループの研究開発費の総額は12億74百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
第1種優先株式	200,000,000
計	200,000,000

(注) 当社の定款第5条に定められたところにより、当社の普通株式及び第1種優先株式をあわせた発行可能種類株式総数は、200,000,000株であります。

##### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年3月15日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	89,212,380	89,212,380	東京証券取引所 (市場第1部)	権利内容に制限のない標準となる株式 (注)2
第1種優先株式	34,246,962	34,246,962	東京証券取引所 (市場第1部)	(注)2 (注)3
計	123,459,342	123,459,342	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成25年3月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 自己資本の拡充及び財務体質の強化のため、第1種優先株式を発行しております。単元株式数は、普通株式及び第1種優先株式のそれぞれにつき100株であります。

3 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

##### (1) 第1種優先配当

① 普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株式の株主(以下「第1種優先株主」という。)又は第1種優先株式の登録株式質権者(以下「第1種優先登録株式質権者」という。)に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額(小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。)の剰余金の配当(以下「第1種優先配当」という。)を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記②に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。

② 毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当(配当財産が金銭の場合に限る。)を行わないときは、当該株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当(以下「第1種無配時優先配当」という。)を行う。

③ 第1種優先株式発行後、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日(以下「併合等効力発生日」という。)から適用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。

④ 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、その不足額を累積し、上記①又は②に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当(以下「第1種累積未払配当」という。)を行う。

⑤ 第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。

- (2) 残余財産の分配
- ① 残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立って、上記(1)④に規定する不足額を支払う。
  - ② 上記①に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記①の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。
- (3) 議決権
- 第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。
- (4) 種類株主総会の決議
- 会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。
- (5) 併合又は分割、無償割当て等
- ① 株式の併合を行うときは、普通株式及び第1種優先株式の双方を同時に同一の割合で行う。
  - ② 株式の分割又は株式無償割当てを行うときは、以下のいずれかの方法により行う。
    - a 普通株式及び第1種優先株式の双方について、株式の分割を、同時に同一の割合で行う。
    - b 普通株式又は第1種優先株式のいずれかについて株式の分割を行い、当該株式の分割と同時に、株式の分割を行わない種類の株式に対して株式の分割を行う種類の株式を株式無償割当てとする。株式無償割当ては1株につき株式の分割の割合と同一の割合で行う。
- (6) 取得条項
- ① 次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日(取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日)の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、これと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。
    - a 当社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転(当社の単独による株式移転を除く。)に係る議案が全ての当事会社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は取締役会)で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日
    - b 普通株式を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセントを超えた場合当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日
  - ② 株式会社東京証券取引所が、当社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、当社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき当社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年10月26日
新株予約権の数(個)	311(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3
新株予約権の行使期間	平成25年9月1日～平成30年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役として在任中に限り、新株予約権を行使できる。ただし、当社の取締役を任期満了その他正当な理由により退任した場合には、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、新株予約権を質入れ、その他一切の処分をすることができない。 (3) 新株予約権の相続は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。
- 2 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式の数は、次の算式により調整される。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率  
(調整後生じる1株未満の端株は切り捨てる。)

また、上記のほか、新株予約権を割り当てる日後に、当社が新株予約権の無償割当てを行う場合、他社と吸収合併もしくは新設合併又はその他組織変更を行う場合等においては、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整される。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与される株式数を乗じた金額とする。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の数に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
 交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件  
 新株予約権の行使の条件並びに取得事由及び条件は、上記新株予約権の行使の条件及び下記新株予約権の取得事由及び条件の定めに基づいて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。
- 新株予約権の取得事由及び条件
- ① 新株予約権者が上記新株予約権の行使の条件に定める規定により、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。
  - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会（株主総会決議が不要の場合には、当社取締役会とする。）で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年11月1日～ 平成25年1月31日	—	123,459,342	—	19,912	—	20,259

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 32,804,400	—	「1(1)②発行済株式」の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 644,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 88,532,400	885,324	—
単元未満株式	普通株式 35,480 第1種優先株式 1,442,562	—	—
発行済株式総数	123,459,342	—	—
総株主の議決権	—	885,324	—

- (注) 1 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年10月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が500株(議決権5個)含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社伊藤園	東京都渋谷区本町 3丁目47番10号	普通株式 644,500	—	普通株式 644,500	普通株式 0.72
計	—	644,500	—	644,500	0.72

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年11月1日から平成25年1月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年5月1日から平成25年1月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	43,872	36,037
受取手形及び売掛金	37,181	36,997
商品及び製品	19,586	20,502
原材料及び貯蔵品	7,231	7,765
その他	13,732	10,796
貸倒引当金	△54	△68
流動資産合計	121,549	112,032
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	15,395	17,405
土地	17,359	17,948
リース資産（純額）	27,929	33,285
その他（純額）	5,784	6,871
有形固定資産合計	66,468	75,512
無形固定資産		
のれん	14,432	17,496
リース資産	56	36
その他	8,012	7,625
無形固定資産合計	22,501	25,157
投資その他の資産		
投資その他の資産合計	* 14,324	* 14,726
固定資産合計	103,294	115,396
資産合計	224,843	227,428
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	25,984	21,119
短期借入金	670	602
リース債務	9,653	11,851
未払費用	17,779	15,685
未払法人税等	4,882	3,056
賞与引当金	2,999	1,508
その他	2,289	3,449
流動負債合計	64,258	57,273
固定負債		
社債	20,000	20,000
長期借入金	5,577	6,581
リース債務	19,564	22,237
退職給付引当金	6,209	7,758
その他	3,223	3,371
固定負債合計	54,575	59,948
負債合計	118,833	117,221

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,912	19,912
資本剰余金	20,259	20,259
利益剰余金	78,954	78,204
自己株式	△4,830	△1,464
株主資本合計	114,294	116,910
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	158	435
繰延ヘッジ損益	3	8
土地再評価差額金	△6,171	△6,171
為替換算調整勘定	△2,388	△1,410
その他の包括利益累計額合計	△8,398	△7,137
新株予約権	23	25
少数株主持分	90	408
純資産合計	106,010	110,206
負債純資産合計	224,843	227,428

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)
売上高	281,028	307,250
売上原価	147,565	162,257
売上総利益	133,463	144,993
販売費及び一般管理費	118,804	129,436
営業利益	14,659	15,556
営業外収益		
受取利息	6	19
受取配当金	43	45
持分法による投資利益	48	164
為替差益	—	375
その他	291	357
営業外収益合計	389	962
営業外費用		
支払利息	788	918
為替差損	280	—
製品自主回収関連費用	—	210
その他	173	150
営業外費用合計	1,242	1,279
経常利益	13,805	15,239
特別利益		
固定資産売却益	3	0
固定資産受贈益	7	—
投資有価証券売却益	—	0
段階取得に係る差益	—	260
その他	—	2
特別利益合計	11	264
特別損失		
固定資産売却損	0	0
固定資産廃棄損	38	49
減損損失	24	55
災害による損失	23	11
投資有価証券評価損	10	10
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	51	—
ゴルフ会員権評価損	11	—
ゴルフ会員権退会損	13	—
特別損失合計	174	126
税金等調整前四半期純利益	13,642	15,377
法人税等	6,676	6,684
少数株主損益調整前四半期純利益	6,965	8,692
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△67	△6
四半期純利益	7,033	8,698

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	6,965	8,692
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△39	277
繰延ヘッジ損益	△5	5
土地再評価差額金	121	—
為替換算調整勘定	△373	989
持分法適用会社に対する持分相当額	5	10
その他の包括利益合計	△290	1,283
四半期包括利益	6,675	9,976
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,742	9,961
少数株主に係る四半期包括利益	△67	14

**【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)	
連結の範囲の重要な変更	<p>平成24年6月27日付けでITO EN Asia Pacific Holdings Pte. Ltd. を設立し、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>平成24年8月および10月にネオス(株)の株式を追加取得し、当第2四半期連結会計期間末より連結の範囲に含めております。</p> <p>平成24年12月3日付けで伊藤園飲料(上海)有限公司を開設し、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、今後当グループにおける中国事業の重要性が高まることを鑑みて、当第2四半期連結会計期間まで持分法適用会社であった福建新烏龍飲料有限公司を、当第3四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p>

**【会計方針の変更等】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)	
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)	<p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

**【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)	
税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年4月30日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年1月31日)
投資その他の資産	337百万円	339百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)
減価償却費	7,873百万円	9,946百万円
のれんの償却額	808百万円	863百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成23年4月30日	平成23年7月27日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成23年4月30日	平成23年7月27日	利益剰余金
平成23年12月1日 取締役会	普通株式	1,695	19	平成23年10月31日	平成24年1月13日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成23年10月31日	平成24年1月13日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年7月26日 定時株主総会	普通株式	1,695	19	平成24年4月30日	平成24年7月27日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成24年4月30日	平成24年7月27日	利益剰余金
平成24年12月3日 取締役会	普通株式	1,682	19	平成24年10月31日	平成25年1月15日	利益剰余金
	第1種 優先株式	820	24	平成24年10月31日	平成25年1月15日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成24年1月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	265,650	13,085	2,292	281,028	-	281,028
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	170	261	1,740	2,172	△2,172	-
計	265,821	13,347	4,032	283,201	△2,172	281,028
セグメント利益 又は損失(△)	13,414	1,509	489	15,413	△754	14,659

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、のれんの償却額△779百万円、セグメント間取引24百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成25年1月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	リーフ・ドリンク 関連事業	飲食関連事業	その他	計		
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	288,964	15,261	3,024	307,250	-	307,250
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	171	408	1,811	2,391	△2,391	-
計	289,136	15,669	4,835	309,641	△2,391	307,250
セグメント利益 又は損失(△)	13,419	2,082	853	16,356	△799	15,556

(注) 1 セグメント利益又は損失(△)の調整額は、のれんの償却額△832百万円、セグメント間取引33百万円であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、セグメント情報における報告セグメントは「リーフ・ドリンク関連事業」及び「その他」に区分しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「リーフ・ドリンク関連事業」、「飲食関連事業」、「その他」の3区分に変更しております。なお、この区分の変更は、当グループのセグメント情報の有用性を高めることを目的としております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第3四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

また、当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる当第3四半期連結累計期間のセグメント利益に与える影響は軽微であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成24年1月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年5月1日 至平成25年1月31日)
(普通株式) 1株当たり四半期純利益金額	55円61銭	69円29銭
(第1種優先株式) 1株当たり四半期純利益金額	60円61銭	74円29銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	7,033	8,698
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,961	6,160
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,071	2,538
普通株式の期中平均株式数(千株)	89,224	88,902
第1種優先株式の期中平均株式数(千株)	34,175	34,172
(普通株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	55円45銭	69円09銭
(第1種優先株式) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	60円45銭	74円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	349	352
(うち新株予約権(千株))	(349)	(352)
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	4,967	6,166
第1種優先株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,066	2,531
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 3 月 15 日

株式会社伊藤園  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 敬 二 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西 田 俊 之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 瀧 克 仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社伊藤園の平成24年5月1日から平成25年4月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年11月1日から平成25年1月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年5月1日から平成25年1月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社伊藤園及び連結子会社の平成25年1月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。